平成２５年度　第７回富里市教育委員会臨時会議会議録

富里市教育委員会

１　期　　日　　平成２５年１０月１日（火）
　　開会　午前９時３０分
　　閉会　午前９時４５分

２　場　　所　　教育長室

３　出 席 委 員
　　委員長職務代理者　　武　井　勝　彦
　　委　　員　　佐々木　浩　二
　　委　　員　　森　田　惠　子
　　委　　員　　會　田　直　子
　　教　育　長　　國　本　與　一

４　出 席 職 員　　教　育　次　長　　小　野　祐一郎
　　教 育 総 務 課 長　　髙　須　利　幸

５　事務局職員　　教育総務課課長補佐　中　津　義　孝

平成２５年１０月２３日

署　名　人

署　名　人

会議録作成人

１　委員長職務代理者開会宣言

委員長職務代理者　平成２５年度第７回富里市教育委員会臨時会議を開会する。

なお，委員長の任期が９月３０日であり，委員長が不在のため，委員長職務代理者が議長として会議を進行する。

２　議案

（１）議案第１号　富里市教育委員会委員長の選任について

委員長職務代理者　教育委員会委員長の選任については，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１２条第１項に,「教育長を除く委員のうちから，委員長を選挙しなければならない。」また，同条第２項に「委員長の任期は，１年とする。ただし再任されることができる。」と規定されている。

委員長の選挙については，富里市教育委員会行政組織規則第３条第２項の規定により指名推薦の方法によって行う。

委員　武井委員を推薦したい。

委員　佐々木委員の提案に賛同する。

委員　佐々木委員の提案に賛同する。

委員　佐々木委員の提案に異議なし。

委員長職務代理者　委員の皆さんの推薦をいただいたので，私が委員長を務めさせていただくこととする。

（２）議案第２号　富里市教育委員会委員長職務代理者の指定について

武井委員長　教育委員会委員長職務代理者の指定については，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１２条第４項に,「委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」規定されている。また，富里市教育委員会行政組織規則第４条の規定で「委員長職務代理者は，あらかじめ委員長の推薦に基づき教育委員会が指定した者がその職務を代理する。」とされている。

委員長職務代理者に佐々木委員を推薦する。

委員　異議なし。

委員　異議なし。

委員　異議なし。

委員長　意見が一致したので，佐々木委員を委員長職務代理者とする。

委員長職務代理者　委員長を補佐していく。よろしくお願いする。

３　その他

自己紹介　学校教育課長，生涯学習課長，給食センター所長，図書館長

４　委員長閉会宣言

武井委員長　以上で，平成２５年度第７回富里市教育委員会臨時会議を終了する。